

平成15年8月8日

無電柱化推進計画骨子

1. はじめに

- ・電線類地中化については、昭和61年度から3期にわたる「電線類地中化計画」に基づき、関係者間の協力のもと積極的に推進し、平成10年度までに約3,400kmの地中化を達成
- ・平成11～15年度を計画期間とする「新電線類地中化計画」に基づき、さらに3,000kmの地中化を目標に、これまでの2倍以上の整備ペースで鋭意推進中
- ・まちなかの幹線道路については一定の整備進捗が図られてきたが、非幹線道路を中心に欧米都市と比較して依然として大きく立ち遅れ
- ・近年、従来都市景観の観点に加え、歩行空間のバリアフリー化、都市の防災対策、良好な住環境の形成、歴史的な街並み保全等の観点からも地中化が要請
- ・電力・通信分野の自由化の進展等に伴い電線管理者の経営環境は厳しさを増し、また国・地方公共団体における財政事情も悪化しており、一層のコスト縮減等円滑な推進のための課題への対応も必要
- ・本計画は、新たに主要な非幹線道路も整備対象としたことを踏まえ、電線類地中化に加え、その他の手法を導入して無電柱化を推進するための計画としてまとめたもの

2. 無電柱化の基本的な考え方

- ・時代の要請や課題への対応を図り、道路管理者、電線管理者及び地元関係者（地方公共団体、地域住民）が三位一体となった密接な協力のもと、これまでの幹線道路に加え主要な非幹線道路においても無電柱化を積極的に推進

3. 無電柱化対象の考え方

1) 基本の方針

無電柱化対象の選定にあたっては、以下を基本の方針

まちなかの幹線道路については、引き続き重点的に整備を推進

都市景観に加え、防災対策（緊急輸送道路・避難路の確保）、バリアフリー化等の観点からも整備を推進

良好な都市環境・住環境の形成や歴史的街並みの保全等が特に必要な地区においては、主要な非幹線道路も含めた面的な整備を実施

2) 無電柱化実施個所の選定

無電柱化実施個所の選定にあたっては、基本的方針に沿って、以下の要件を総合的に勘案し、必要性及び整備効果の高い箇所を選定

路線要件

不特定多数の歩行者や自動車の利用頻度の高い、地域の骨格となる幹線道路及び主要な非幹線道路の無電柱化を重点的に実施

用途要件

商業地域、近隣商業地域、住居系地域において引き続き無電柱化を実施するほか、歴史的街並みの保全が特に必要な地区等においても実施

関連事業要件

土地区画整理事業、市街地再開発事業、バリアフリー化事業等、他の関連事業と併せた無電柱化を重点的に実施

沿道要件

地域の景観改善への取り組み、電力・通信の需要の観点に配慮

4. 無電柱化の進め方

1) コスト縮減

さらなる簡便でコスト縮減が可能な無電柱化の手段として以下の方針で実施
同時施工

- ・都市部のバイパス事業、拡幅事業、街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、バリアフリー化事業に併せて、電線共同溝等を原則同時施工

浅層埋設方式の導入

- ・従来よりコンパクトで簡便な浅層埋設方式を標準化
- ・掘削埋め戻し土量の削減等により概ね2割のコスト縮減を目標

既存ストックの有効活用

- ・既設の地中管路について、管路所有者と協議の上可能であれば、電線共同溝等の一部として活用

地中化以外の無電柱化手法の導入

- ・非幹線道路を中心に、軒下配線・裏配線等の手法も導入

2) 整備手法

電線共同溝方式

以下のa)、b)のいずれかに該当する道路については、電線共同溝方式による整備を基本

a) 幹線道路

- ・ 商業地域、オフィス街、駅周辺、住居地域の幹線道路
- ・ 地域防災計画に位置づけられている都市部の緊急輸送路等

b) 以下の地区内の幹線道路及び主要な非幹線道路

- ・ 暮らしのみちゾーン
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区、歴史的風土保存区域、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区
- ・ バリアフリー重点整備地区(特定経路)
- ・ 既成市街地等で都市計画決定された土地区画整理事業・市街地再開発事業地区電線共同溝方式以外の無電柱化手法
自治体管路方式、単独地中化方式等の地中化手法、あるいは地中化以外の無電柱化手法も活用して整備

3) 整備を進めるにあたっての体制

- ・ 全国10ブロック毎の道路管理者、電線管理者、地方公共団体等関係者からなる電線類地中化協議会において、構成員の意見を十分反映した協議により、推進計画を策定し計画的に推進
- ・ 都道府県単位などの地方部会の意見を反映
- ・ 具体の無電柱化箇所における事業実施に関しては、道路管理者、電線管理者、地元関係者の各々が果たすべき役割と責任を踏まえ、連絡会議の設置等により円滑に推進

5. 費用負担のあり方

- ・ 電線共同溝方式：電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者及び電線管理者が負担
- ・ 自治体管路方式：管路設備の材料費及び敷設費を地方公共団体が負担し、残りを電線管理者が負担
- ・ 単独地中化方式：全額電線管理者が負担
- ・ その他、電線類地中化協議会で優先度が低いとされた箇所において無電柱化を実施する場合には、原則として全額要請者が負担

6. 整備の目標

- ・ 平成16年度から20年度までの5年間を目標期間
- ・ アウトカム指標を用いて設定
- ・ 目標値については地方ブロックでの検討をふまえ年度末までに調整